

お願い

福井市社協へのご寄付

福井市社協の活動や運営に役立てる寄付金をお受けします。篤志のご寄付のほか、香典返し、遺贈等もお受けします。ご寄付の金額は問いません。

税制上の優遇措置

福井市社協への寄付金は、確定申告によって税制上の優遇措置を受けることができます。

(個人の場合)

所得税の「所得控除」または「税額控除」および住民税の「寄附金税額控除」の対象となります。

(法人の場合)

法人税の「損金算入」の対象となります。

自動販売機の設置先募集！



あなたのいつもの一缶、つなぐことができます。

売上の一部が福井市社協に寄付され、地域福祉活動のために使わせていただきます。

広告を募集しています！

広報紙社協だより「まごころ」に掲載する広告を募集しています

■対象企業

特別賛助会員又は賛助会員
(10口以上)

■広報紙概要

発行間隔…3か月に1回発行
発行部数…1回 82,500部
配布方法

- ①自治会を通じて全戸配布
- ②特別賛助会員に郵送

■広告掲載料

1回／1枠 22,000円(税込み)

問い合わせ・申し込み

市社協総務企画課
TEL. 0776-26-1853

福井市社会福祉協議会の ごあんない

令和7年度版



イメージキャラクター
「ふくみん」



子どもたちが楽しく、元気に過ごす放課後児童クラブ



社会福祉
法人

福井市社会福祉協議会

〒910-0018 福井市田原1丁目13番6号 TEL (0776) 26-1853(代)
フェニックス・プラザ1階 FAX (0776) 26-9109

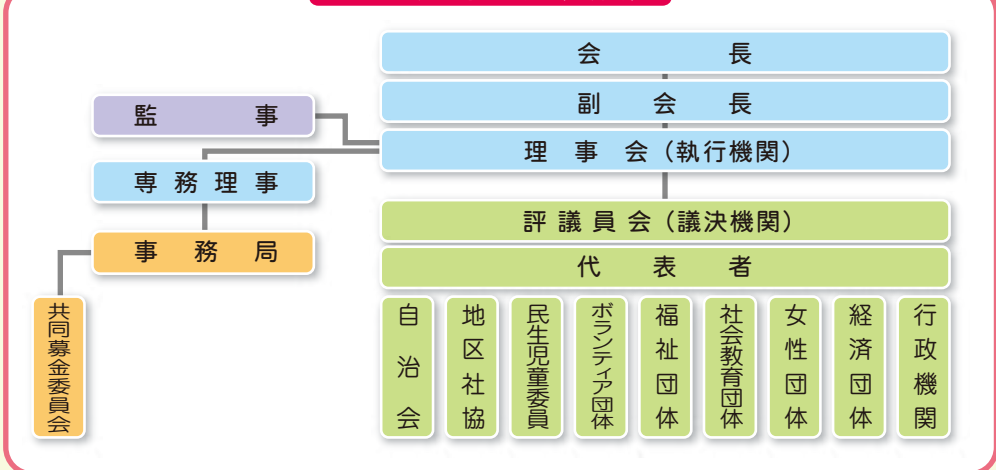
■ 社会福祉協議会(社協)とは

社会福祉協議会(略して「社協」という)は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全ての都道府県・市町村に設置されている営利を目的としない民間福祉団体(社会福祉法人)です。

福井市社協では、おおむね小学校区ごとに設置された49の地区社協とともに「力を合わせて、地域福祉で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して様々な活動に取り組んでいます。

■ 福井市社協の組織

地 域 住 民(会員)



■ 福井市社協の財源 ～皆様からの会費に支えられています～

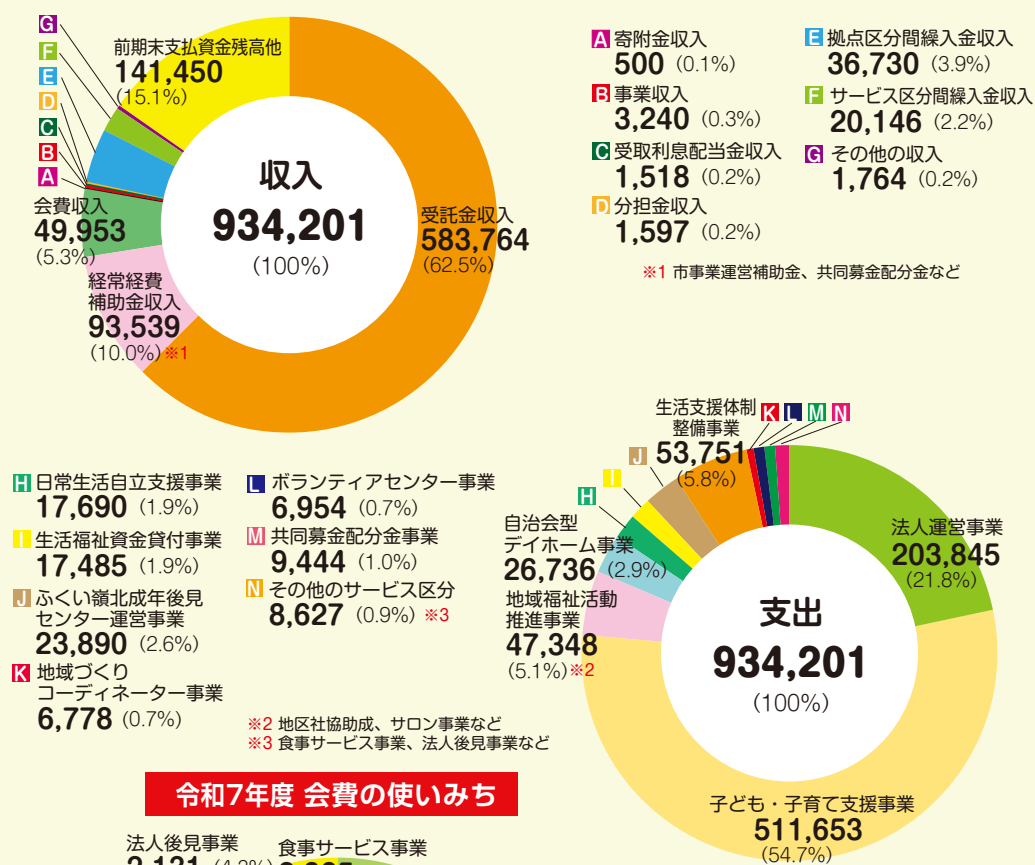
社協の事業・活動の財源は、住民の皆様からの会費や共同募金会からの助成金、寄付金、行政からの補助金、委託金などでまかなわれています。地域福祉活動を進めていく上で、住民の皆様にご協力いただき、社協の活動を支えていただいています。

会員の種類と会費額

会 員 の 種 類 と 会 費 額		
一 般 会 員 (世 帯 会 員)	年 額	500 円
賛 助 会 員 (個 人 会 員)	1 口	1,000 円
特別賛助会員 (企業・団体会員)	1 口	10,000 円

令和7年度 収支予算

(単位:千円)



令和7年度 会費の使いみち

